

件名

漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号
農林水産省

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の八第一項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（令和六年金融庁告示第二号）の一部を次のように改正し、令和七年三月三十一日から適用する。

令和七年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	附 則 （損益要因分析テストに基づくマーケット・リスク相当額の算出に関する経過措置） 第二十四条 内部モデル方式採用組合（新告示第一条第十一号の三に規定する内部モデル方式採用組合をいう。）は、新告示第二百四十六条の十二の八第三項から第六項までの規定にかかわらず、<u>当分の間</u>、損益要因分析テスト（新告示第一条第八十七号に規定する損益要因分析テストをいう。）において、レッド・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類した場合に、当該分類をグリーン・ゾーンに分類したものとみなして、マーケット・リスク相当額を算出するものとする。
改正前	附 則 （損益要因分析テストに基づくマーケット・リスク相当額の算出に関する経過措置） 第二十四条 内部モデル方式採用組合（新告示第一条第十一号の三に規定する内部モデル方式採用組合をいう。）は、新告示第二百四十六条の十二の八第三項から第六項までの規定にかかわらず、<u>基準日から起算して一年を経過する日までの間</u>は、損益要因分析テスト（新告示第一条第八十七号に規定する損益要因分析テストをいう。）において、レッド・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類した場合には、当該分類をグリーン・ゾーンに分類したものとみなして、マーケット・リスク相当額を算出するものとする。